

## 狛江市民センター新名称及び図書コーナー愛称募集について

狛江市民センター（中央公民館・中央図書館）が改修され、令和7年度に公民館、図書コーナー（主に子ども向け図書コーナー）、市民活動支援センターの3つの機能を有する複合施設に生まれ変わります。改修後の新しい市民センターは、多世代が交流し、多くの人に愛される施設を目指しています。

このたび、より多くの方が親しみ、愛着・好感を持ってもらえるよう、改修後の新しい市民センターの新名称及び図書コーナーの愛称（以下、「新名称及び愛称」という。）を以下のとおり公募します。

### 1 募集期間

令和6年10月1日（火）から10月15日（火）まで

### 2 募集内容

- ・市民センター新名称（以下、「新名称」という。）
- ・図書コーナー愛称（以下、「愛称」という。）

### 3 物件所在地

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

### 4 公募資格

市内在住・在学・在勤の方

### 5 公募方法

- (1) Logo フォーム（インターネット）による提出
- (2) 専用の応募用紙を西河原公民館窓口又は中央図書館臨時窓口へ提出

※ 新名称・愛称について、それぞれ1人3点まで応募可能

※ 専用の応募用紙は、西河原公民館窓口又は中央図書館臨時窓口で配布するほか、教育委員会ホームページへ掲出します。

## 6 選定基準

- ・施設の設置目的を理解したネーミングであること
  - ・わかりやすく、覚えやすく、かつ親しみやすく、好感が持てるネーミングであること
  - ・新しいまちづくりの一環として周辺施設等と調和が取れたネーミングであること
- 以上を踏まえて、総合的に評価した上で選定します。

## 7 選定方法

6 の選定基準に基づき、狛江市民センター新名称及び図書コーナー愛称公募選定審査会（市長部局：狛江市企画財政部政策室長・総務部施設課長・子ども家庭部子ども若者政策課長、教育委員会：狛江市教育委員会教育部長・教育部公民館長・教育部図書館長）で決定します。

なお、決定にあたっては狛江市立公民館運営審議会及び狛江市立図書館協議会の意見を参考にします。

※ 「狛江市民センター新名称及び図書コーナー愛称公募選定審査会」から市長へ報告し、新名称及び愛称の決定後に市長から教育委員会へ報告します。

## 8 発表

広報こまえ及び教育委員会ホームページで公表します。

- ・公表内容 新名称及び愛称（応募者氏名）、応募総数等

## 9 注意事項

- ・応募する新名称及び愛称は、自作かつ未発表、また他の名称や商標等に類似していないものであり、著作権、商標権その他第三者の権利を侵害するものではないこと。なお、著作権、商標権等に関わる問題が生じた場合は、応募者の責任となる場合があります。
- ・採用作品に関する一切の権利は、狛江市に帰属します。
- ・採用作品とともに、応募された方の氏名を市ホームページ等で公表します。氏名についてはペンネーム可。
- ・表現の一部を修正する場合がありますので、予め御了承ください。
- ・上限を超える応募等、不正が確認された場合、無効とさせていただきます。
- ・将来的にネーミングライツを導入した場合、新名称及び愛称と併記させることがあります。